

やんばうあ～ねっと 2015年7月 第32号

『沖縄県障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例』現状と課題

さつ がつ にち おきなわけんそうごうふくし いつぱんしゃだんほうじん
去った7月12日に沖縄県総合福祉センターゆいホールにて一般社団法人

なはししんたいしようがいふくしきょうかい しゅさい しようがい ひと ひとともく
那覇市身体障害福祉協会が、主催する「障害もある人もない人も共に暮らし

しゃかい じょうれい きちようこうえん さんか
やすい社会づくり条例」の基調講演とパネルディスカッションに参加してきました。

じょうれい おお しみん しよう ひと じぎょうしゃ だんたい けんぎかい けん
この条例は、多くの市民や障がいのある人、事業者、団体、県議会、県

ぎょうせい おお ひと どりょく わたし く おきなわけん さべつ ぎやくたい
行政など多くの人の努力、また、私たちが暮らす沖縄県を「差別や虐待がない

しゃかい きょうつう おも づく
社会にしなければ」という共通の思いから作られてきました。

じょうれい しよう りゆう さまざま こんな あ ひとびと じょうきょう
この条例は、障がいを理由として様々な困難に遭っている人々の状況があり、

しようがい ひと ひとともく しゃかい む きほんりねん
そのため障害のある人もない人も、共に暮らしやすい社会をつくることに向けて基本理念

さだ けん せきにん ぎむ けんみん やくわり あき ないよう
を定め、県の責任と義務、また県民の役割を明らかにした内容になっています。

さべつ けん さまざま ぶんや おこな しえん けいかくてき すいしん
また差別などをなくすため県が様々な分野で行う支援などを計画的に推進すること

けんみん しよう わ へだ しゃかい たいとう
により、すべての県民に障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、社会の対等な

いちいん あんしん く きょうせいしゃかい しゃかい じつけん
一員として安心して暮らすことができる共生社会「インクルーシブ社会」を実現させ

じょうれい もくてき わたし けんみんいちにんいちにん じょうれい し
ることがこの条例の目的であり、私たち県民一人一人が、まずこの条例を知る

ことで、障害のある人もない人も、いちにちはやきょうせいしゃかいじつげんめざすとい

う目的で、今回の基調講演が開催されました。その中で沖縄県こども生活

ふくしぶしょうがいふくしかしゅじさきはらしこうえんふくしりかいつのうだん福祉部障害福祉課主事崎原かおり氏の講演では、福祉サービスについての、相談が

おおよ多く寄せられているデータがあり、当事者のニーズを理解しないまま、サービスの提供を行なう

ということが、現在もまだ行われているのだと思いました。

これは、行政機関が当事者の生活の理解不足が原因だと感じました。そもそも

ふくし福のサービスは障がいをもつ方の日常生活が誰もが差別や偏見なく地域で

ふつうくおくかんてんしようがいからしてんから、障害

りかいじゅうようかんじょうれいだいじょうけんしようがいを理解していくことが重要だと感じました。また、条例の第33条「県は、障害の

ひとじこかかかだいしゅたいてきかいつけちからともどまたたかある人が自己の抱える課題を主体的に解決する力を取り戻し、又は高めるため、

どうようけいけんゆうしようがいひとりしもんだいかいけつそうだんたいせい同様の経験を有する障害のある人同士による問題解決のための相談体制

じゅうじつひとつしさくこうの充実に必要な施策を講ずるものとする。」

とうじしゃそれは当事者のエンパワーメントであり、あらゆる分野で参加でき、経験して力をつけて

しさくひつようおもたとぎょうせいおこなしさくなかりけるような施策をしていく必要があると思います。例えば、行政が行なう施策の中に

おなけいけんもしょうひとくわそだんたいせいもんだいかいけつ同じ経験を持つ障がいのある人が加わる相談体制があれば、その問題解決

しようひとてきたちばかいけつおもしょうとうじしゃかたが障がいのある人のピア的立場で解決していくと思うので、障がい当事者の方

がいることが重要だと感じます。

げんざい そぞうしんほう そだんけいかく なか そだんいん た ほうほう
また現在、総合支援法の相談計画の中で、相談員がプランを立てる方法

ほんにん きばう ないよう えら かつよう
もありますが、本人が希望する内容のサービスを選び活用していくセルフプランもできま

す。しかし、市町村の考え方の違いでセルフプランではなく、相談計画事業所を

い つく い
入れてプランを作ってほしいと言われることもあるそうです。セルフプランは、本人がサービスを

しら し かつよう かんが
調べ、どういったものかを知り、どういうふうに活用したらいいかと考え、エンパワーメントし

りよく ば おも しちょうそん
力をつけていく場でもあると思うのですが、これができないという市町村もあるという。これ

じょうれい だい じょう けんりじょうやく だい じょう じりつ せいかつおよ ちいき
は、条例の第33条や、権利条約の第19条の自立した生活及び地域

しゃかい ほうよう ちいきしゃかい せいかつおよ ちいきしゃかい ほうよう しん
社会への包容の)地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、

なら ちいきしゃかい どくりつおよ かくり ぼうし ひつよう ざいたく きょじゅう
並びに地域社会からの独立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住

サービスその他の地域社会支援サービスの支援を含む。)を障害者が利用する機会を

ゆうこと きさい よう しようがい ひと けんりけんげん うしな
有する事。と記載されている様に、障害のある人の権利権限が失われているので

じょうれい じょうやく かつよう ぶんや しようがい ひと
はないか。この、条例や条約を活用していけば、あらゆる分野で障害のある人が

しようがい ひと どうよう ちから かんきょうしゃかい か おも
障害のない人と同様の力をつけていけるような環境社会)に変わっていくと思

ます。

さべつ りゆう ふりえき と あつか
①差別を理由とする不利益な取り扱い

じょうれい ふりえき と あつか にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ かき
条例における不利益な取り扱いとは、日常生活・社会生活について、下記に

しめ 示す 10 の分野における「してはならないこと」を具体的に掲げ禁止しています。

じょうれい 例では次の10分野における差別の禁止について具体的に書かれています。



② 必要かつ合理的な配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担にな

りすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために、必要かつ適正な変更及び

調整を行なうことが求められます。な配慮)こうした配慮が行なわれないことで、障が

いのある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

③ 障がいのある人への虐待の禁止

障がいのある人に対し、虐待をしてはいけません。

※ 条例の全文は沖縄県のホームページで確認できます。

きょうせいしゃかいじょうれい おきなわけん
共生社会条例 沖縄県

けんさく検索

障害者権利条約 勉強会

がつ にちぎのわんし じりつせいかつ しょうがい ひと ひと
6月19日 宜野湾市にある自立生活センター・イルカにて 障害のある人もない人

かがや じょうれい かい しゅさい しょうがいしやけんりじょうやく
もいのち 輝く条例づくりの会が主催する障害者権利条約がつくられてきた

かてい ふ かえ につぽんかいぎ さいたかのり まね わたし いちにん
過程を振り返るということで、DPI日本会議の崔栄繁さんを招き、私たち一人

じょうれい つか なに かんが べんきょうかい べんきょうかい さんか
ひとりが条例を使って何をするかを考える勉強会があり、勉強会の参加

しゃ めいほど
者は50名程度でした。

わたしたち とく いんしょ のこ きょういく しょうがいしやけんりじょうやく
私達が特に印象に残ったのはインクルーシブ教育と障害者権利条約14

じよう じゆう はくだつ
条の自由の剥奪です。

じようやく じよう きょういく ていやくごく きょういく
条約24条のインクルーシブ教育システムでは、締約国は教育についての

しょうがいしや けんり みと さだ しょうがいしや せいしんてき しんたいてき
障害者の権利を認めることを定めています。障害者が精神的・身体的な

のうりょくどう かのう かぎ さいだいげん はつたつ じゆう しゃかいてき こうかてき さんか
能力等を可能な限り最大限まで発達させ、自由な社会的に効果的に参加

こと かのう とう もくてき ていやくごく しょうがいしや ほうよう
することを可能とすること等を目的として、締約国は障害者を包容するあらゆる

だんかい きょういくせいど しょうがいがくしゅう かくほ けんり
段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。また、その権利の

じつけん あ しょうがい もと いっぽんてき きょういくせいど はいじよ
実現に当たり、障害に基づいて一般的な教育制度から排除されること、

ここ しょうがいしや ひとつ こうりてきはいりよ ていきよう とう さだ
個々の障害者にとって必要な『合理的配慮』が提供されること等を定められて

しょうがい も じどうせいと しょうがい りゆう ちいき がつこう つうがくでき
いますが、障害を持った児童生徒が障害を理由とし、地域の学校に通学出来な

きょういくいいんかい しゅうがくそุดん おこな げんじよう
い。または教育委員会に就学相談を行わなければならない現状があり、

就学先決定権の在り方で就学基準に該当する子供は原則、特別支援

学校に就学となっています。本来、地域の学校に在籍する事が望ましいです

が、教育委員会の判断で本人の希望に沿わない判断がされる場合があります。

就学先決定は本人主体で家族の同意の下で行くわけなければならないはずなの

に、多くの市町村教育委員会に設置されている就学決定先の在り方が

もんだい とくべつしえんがつこう ぶんりきょういく せいど きょういくきょういく 問題で、特別支援学校への分離教育の制度をインクルーシブ教育（）に

あらた こくれん ぜせいかんこく 改めなければ、国連から是正勧告が出るでしょう。

しようがい ぶんり がるから分離するというのはインクルーシブ教育ではありません。就学先

けっていけん しちょうそんきょういくいいんかい ほんにん こた 決定権が市町村教育委員会にあり本人のニーズに応えられないことは

もんだい じっさい しゅうがく ほんにん しゅうい にんげん ほんにん 問題で、実際に就学するのは本人なのに周囲の人間が本人のニーズを

むし ぶんり こと まちが 無視して分離する事は間違っています。学校教育法施行令5条改正10月

しこう げんそくぶんり きほんほう りねん もと そうごうてきはんだん 施行）で「原則分離」から基本法の理念に基づいた「総合的判断へ」となっています

げんそく きょういくたいけい いちほ しゅうがくさきけつてい す。原則インクルーシブ教育体系にはもう一步なので、これから就学先決定

けん あ かた と かんてん おきなわけんぎかい ぶんきょうこうせい 権の在り方が問われるべきで、そういう観点から沖縄県議会の文教厚生

いいん きょういく しさつ おも 委員はイタリアのインクルーシブ教育を視察してきたと思います。

おきなわけん そうきゅう と く けんぎかい けんきょういくちょう ま こ と く おこな 沖縄県は早急な取り組みを県議会や県教育庁を巻き込み取り組みを行

ひつよう おも しようがい ひと じん とも く う必 要があると思います。そうでなければ障害のある人とない人が共に暮らすインクル

ー・シ・ブ・社・会・に・も・な・り・ま・せ・ん・し、当・然・イ・ン・ク・ル・シ・ブ・教・育・も・実・現・し・ま・せ・ん。ま・た、条・約

14条の自由の剥奪では精神障害を理由とする社会的入院が問題

で、長期入院者の地域移行や処遇改善等、だらだらと入院させないルールを

つくひとつようしつかり作る必要があります。

とくいりよほごにゅういんしゃかいてき特に医療保護入院で社会的

にゅういん入院になっているケースが多数あり、

かぞくしょうだくたすうたいいん家族の承諾がないということで退院が

できげんじょうぎやくほんにんちゅうき出来ない現状や逆に本人が長期

にゅういんさいかつちいき入院の生活になれてしまい地域に

もどびょういんかかこ戻らないで病院が抱え込みをしてしまつ

おもちいきいこうていることがあると思います。地域移行する

せいかつかんきょうせいびしゅういには生活環境の整備や周囲の

じょうがいとくせいたいりかいいこば障害特性に対する理解・憩いの場

とうふくしせいどかんきょう等福祉制度やサポートできる環境を

せいびひとつようせい備する必要があります。また、

しゅうぎょうとうしゃかいせいかつ就業等の社会生活において

ひとつようつういんじかんきゅうけいかくほにんげんかんけいこうちく必必要なのは、通院時間や休憩の確保、人間関係の構築にむずかしさがありソ

精神障害者の入院形態(精神保健福祉法に基づく入院)

(目的) 精神障害者の人権に配慮した適切な医療と保護

入院の基本形態 (患者本人の同意に基づく入院)

任意入院

その他の入院形態 (患者本人の同意に基づかない入院)

措置入院

緊急措置入院

医療保護入院

応急入院

書面による告知等で人権配慮規定を適用

てき はいりよ ひつよう ぱあい おお
フト的な配慮が必要な場合が多いです。

せいしんびょういん へいきんにゅういんにつすう につぽん にち ねん
精神病院の平均入院日数は、日本は330日でほぼ1年、アメリカ9

にち にち にち おうべい くら ばい ばい なが
日、イギリス86日、ドイツ40日と、欧米に比べて4倍から30倍も長いです。

まん せいしんしようがいしゃ まんにん にゅういん はんすうちか ねんいじょう
217万の精神障害者がいるうち34万人が入院し、半数近くが5年以上

にゅういん につぽん せいしんしようがいしゃ ちいき く けんり
の入院です。日本の精神障害者は地域に暮らせる権利はないのでしょうか？

けんじょうしゃ ちいき あ まえ く よう しうがいしゃ ちいき く けんり
健常者が地域で当たり前に暮らしている様に障害者も地域で暮らす権利があります

せいしんしようがいしゃ びょういん ちうきにゅういん あ まえ ちいき く
する。精神障碍者も病院に長期入院するのではなく当たり前に地域で暮らす
べきです。

たし びょういん ちうき わた にゅういん さ ちいき
確かに病院に長期に渡って入院しているとQOL・オブ・ライフ)が下がり、地域
せいかつ もど あ しゃかい しうがい
生活に戻るにはかなりハードルが上がります。しかし、インクルーシブ社会では障害
しゃ けんじょうしゃ とも く こと うた しょう うむ かんけい きようせい
者も健常者も共に暮らす事が謳われています。障がいの有無に関係なく共生
しゃかい しうがいしゃ こうれいしゃ みらい い こども く
できる社会は障害者だけではなく高齢者や未来を生きる子供たちも暮らしやすい
しゃかい
社会になるのではないでしょうか。

ぬ わたしたち き
Nothing about us without us抜きに「私たち達のことを決めないで！」をテーマにインクルー

しゃかい かつどう がんば おも べんきょうかい
シブ社会をめざしてこれからも活動を頑張りたいと思った勉強会でした。

「全国セミナー、総会in仙台」

6月24日から26日の3日間にわたり、JIL全国セミナーと総会が仙台であります。

おきなわ　まいにち　あつ　ひ　つづ
した。そのころ沖縄では毎日たいへん暑い日が続いていましたので、仙台のやわらかい

ひざ　かぜ　すず　われわれ　きも
日射し、風の涼しさは我々にとってたいへん気持ちのよいものでした。

けんしゅう　にちめさいしょ　こきゅうき　つか　ちいき　せいかつ　ひと
研修1日目最初のプログラムは、呼吸器を使って地域で生活している人たちの

せいかつ　しゅざい　えいが　かぜ　い　じょうえいかい　えいが
生活を取り材したドキュメンタリー映画「風は生きよという」の上映会でした。映画に

しゅつえん　かたがた　じゅうど　しうがい　こきゅうき　しよう　ちいき
出演していた方々のように重度の障害があっても呼吸器を使用して地域で

せいかつ　ようす　しせつ　びょういん　く　こきゅうき　かた　じたく
生活している様子は、まだ施設や病院で暮らしている呼吸器ユーザーの方や自宅に

ひとり　おお　はげ　おも　えいぞう　うつ
ひきこもりがちの人たちにとって大きな励みになるとと思いました。また映像に映っていないところでの苦しいこともたくさんあるだろうとも思いました。海老原さんは自分の宿命をしづかに

くる　おも　えびはら　じぶん　しゆくめい
み見さだめていて、それでいて元気に生きているという感じがしてかっこいい人だと思いました。

つぎ　しうがいふくし　さいしん　うご　ほうこく　ほうもんけい　こっこ
次に障害福祉サービスにおける最新の動きの報告や訪問系サービスの国庫

ふたんきじゅんせいで　せつめい　かくち　かつどう　ほうこく
負担基準制度についての説明と各地のセンターの活動報告がありました。インクルー

しゃかい　じつけん　あゆ　ちい　じみ　かつどう　つ　かさ　ぜんこく
シブ社会の実現への歩みはとても小さくて地味な活動の積み重ねですが、全国の

かくちいき　かつどう　しちょうそんやくば　せつめい　おこな　すこ
センターが各地域でロビー活動や市町村役場での説明を行っているため少しずつ

かくじつ　せいか　あ　にんげん　ちい
ですが確実に成績が上がっていることがわかりました。われわれCILの人間たちは小さな

しごと　おも　ぜんこく　なかま　ちから　あ
仕事をコツコツやるのでえらい、とあらためて思いました。そして全国の仲間たちが力を合わ

じごと かん かくち おも
せて仕事をしていることが感じられるのでみんなが各地でがんばれるのだと思いました。



こんかい けんしゅう かいじょう うし

かた の 方 からいつもコーヒーのいい香りがしてい

ました。メインストリーム協会のみなさんが

も い けんしゅう にちめごぜん
コスタリカから持ってきたコーヒーを入れてみんなにふるまっていたからです。研修2日目午前

ちゅうべい じりつせいかつ かつどうほうごく こんかい
のプログラムは 中米コスタリカの自立生活センター・モルフォの活動報告でした。今回

けんしゅう うみ こ だいひよう
の研修では、いくつの海を越えてはるばるコスタリカから代表のルイスさんがいらっしゃつ

せつりつ いた くる しゆぎょうじだい せつりつご かつどうほうごく おこな
っていてセンター設立に到るまでの苦しい修行時代と設立後の活動報告を行

せつりつご お さまざま くなん きむ せんぜん
いました。そして設立後に降りかかる様々な苦難によって金が全然ないことをさわやかに

うた かいじょう かお りゆう
訴えていました。会場にただよいいい香りのコーヒーの理由はモルフォがコスタリカでの

かつどうしきん あつ はんぱい ふくろ か
活動資金を集めるためにコーヒーを販売していました。わたしも2袋だけ買いました

とお かいがい きようりよく き
た。そして遠い海外のセンターに協力できた気がしてうれしくなりました。

午後からはピア・カウンセリング委員会の発表でした。ピアカンのなかでいちばん大切な

さべつ き し じこしんらい かいふく しゃかいへんかく
ことはまず差別に気づくこと、ということを知り、そのことが自己信頼の回復～社会変革につながることがよくわかりました。

つぎ かくちいき かつどう かつぱつ じょうれい おきなわ
次に、各地域で活動が活発になってきている条例づくりについて、沖縄、

くまと とちぎ はっぴょう
熊本、栃木のセンターからそれぞれ発表がありました。

けんしゅうさいしゅうび じぎょうほうごく あたら じょうにんいいん はっぴょう
研修最終日はJILの事業報告と新しい常任委員の発表でした。そし

さいご、こんかい、けんしゅうも、しきんあつて最後に今回の研修のためにコスタリカから持ってきた資金集めのためのコーヒーが

かんばい、はっぴょう、かいじょう元 売したという発表があり、会場

ちゅうおおはくしゅ中 が大きな拍手につつまれました。

